

まぐろ類 RFMO による混獲問題の管理に関する
国際ワークショップ報告書
(オーストラリア、ブリスベン 2010 年6月23-25 日)

I. ~ X. (省略)

別紙 1~2 (省略)

別紙 3 混獲合同技術作業部会：付託事項

混獲合同技術作業部会 (WG) は、より効率的に作業を行うために小規模なものとするべき (例えば、各まぐろ類 RFMO から 2、3 名ずつ)。WG は、生態系/混獲作業部会の混獲に関連する活動に関して、それらを支援したり、合理化したり、さらにそれらの調和を試みる。WG は、必要な場合には、漁業業界、IGO 及び NGO を含む他の専門家に相談したり、彼らと共に作業を行うことができる。WG の成果/勧告は、各 RFMO の手続き規則に基づき、必要に応じてそれらの専門機関での検討を含め、各 RFMO によって検討される。RFMO は、必要に応じて WG にフィードバックを行うことができる。WG は、可能な範囲で電子的な形で議論を行う。

付託事項：

- 1) 各まぐろ類 RFMO によって採用されている、データ領域並びにログブック及びオブザーバーによる混獲データの収集プロトコルの特定、比較及びレビューを行う。データ収集に関する取組 (例えば、収集されるべき情報) の改善、及び、可能な範囲で、まぐろ類 RFMO 間のデータ収集に関するプロトコルの調和、に向けた指針を提供する
- 2) まぐろ類 RFMO 横断的に至急の対応が必要とされるような懸念のある種を、当該種の漁業に対する脆弱性及び保護の程度に基づき特定する。当該種に関する利用可能なすべての情報をレビューし、必要なデータを特定する。
- 3) 混獲種に関する適切な定性的及び定量的な資源状況の測定方法をレビュー及び特定する。
- 4) 各 RFMO の機密性に関する規則を考慮しつつ、混獲の要因となるすべての漁業及び非漁業 (例えば、海洋学及び物理学) の要素を特定するデータ分析についてレビューする。

- 5) 各 RFMO で採用されているものも含め、既存の混獲緩和措置をレビューし、また、新たな緩和措置に関する調査結果を検討し、各 RFMO の対象水域における差異を考慮しつつ、他のまぐろ類 RFMO の対象水域でのそのような措置の潜在的な有用性について評価する。
- 6) これまでに実施されてきた又は現在実施中の混獲に関する調査の情報をレビュー及びとりまとめを行い、将来の研究の優先順位及び将来の共同研究分野のアウトラインを決定する。
- 7) WG の存続期間は、まぐろ類 RFMO からの必要性及び要求に基づき判断される。

別紙 4 KOBE II 混獲ワークショップによる勧告

Kobe II 混獲ワークショップの参加者は、5つの項目（海鳥、海亀、魚類、海洋ほ乳類及びサメ）にわたる混獲問題に関して、各 RFMO に対して以下の勧告を提出することを支持する。

I. T-RFMO における混獲の評価の改善

1. RFMO は、条約の対象となる、まぐろ、まぐろ類似種、その他の種を対象とする漁業が混獲に与える影響を、利用可能な最善のデータを用いて評価すべき。
2. RFMO は、少なくとも混獲データが混獲種の資源状況の評価及び混獲措置の有効性の評価に寄与するような、データの収集に関する基準の採択について検討すべき。かかるデータは、RFMO が漁業と混獲種との相互作用の程度を評価できるものでなければならない。
3. 適切な科学者が、混獲の評価及び提案される緩和戦略の実施及び評価を行う関連する T-RFMO 作業部会に参加するよう奨励する。
4. 現実的かつ財政的な制約に取り組みつつ、混獲量を測定/推定するのに十分なカバレッジを持つオブザーバーによる及び港におけるサンプリング計画を導入/促進し、緩和措置の必要性に関する情報を遅滞なく報告することを求め、そして保存管理の目的を支援する。

II. T-RFMO における混獲の緩和/削減のための改善方法

5. RFMO の措置には、FAO 行動規範の関連規定、IPOA 海鳥及びサメ、FAO の海亀に関する指針、IPOA 海鳥のためのベスト・プラクティス指針、並びに予防的措置及び生態系措置を含む、混獲を削減させるために採択された国際協定、手段及び指針を反映するべきである。
6. 枯渇していると評価される資源を含め懸念される資源のため、例えば他に代替する効果的で持続可能な措置が実施されていない状況において、必要な場合には当該種の保持を禁止するといった緊急的かつ効果的な管理措置を策定し採択するべきである。
7. 現行の混獲緩和措置の有効性、並びに漁業対象種の漁獲及び管理に対するその影響を評価し、また、取るべき行動の優先順位を特定するとともに、現行措置の取締り及び途上国におけるキャパシティ・ビルディングの必要性を含む実施上のギャップを特定する。
8. 拘束力のある措置の導入を検討するか、又は既存の措置を強化する。これには、混獲が懸念される場合にすべての漁具タイプ及び漁法横断的に5つの項目すべての混獲に関する義務的な報告要件を策定することが含まれる。

9. 現行又は提案されている混獲緩和措置を更に開発及び評価するための可能性のあるプロジェクトや、漁業者、漁業業界、IGO 及び NGO、大学、並びに必要に応じてその他の人々とともに作業を行うことを含め、研究の優先分野を特定し、また、例えば WCPFC の混獲緩和情報システムに基づき、現在使用されている緩和技術又は手段に関する情報の総覧の作成を促進する。
10. 一部の資源の保護状況にかんがみ、また RFMO の領域における優先度に基づき、絶滅の恐れのある種及び絶滅の危機に瀕している種の混獲の削減のための行動を加速する。
11. 混獲回避及び緩和措置並びに混獲に関する保存管理措置についてのベスト・プラクティスを策定するための基礎として、以下の原則を採用する。
 - 拘束力がある
 - 明確で直接的である
 - 評価が可能である
 - 科学的根拠に基づいている
 - 生態系に基づいている
 - 生態学的に有効である（混獲による死亡率を削減する）
 - 実用的であり安全である
 - 経済的に効率が良い
 - 全体論的である
 - 業界及び関係者と協力して開発したものである
 - 完全実施できるものである

III. RFMO 横断的な協力及び調整の改善

12. 最優先課題として、RFMO 間の協力及び調整を更に促進するため、別添の付託事項とともに T-RFMO 合同技術作業部会を設置する。RFMO は、かかる合同作業部会の立ち上げを加速するよう奨励される。
13. 関連する漁業業界、IGO 及び NGO、大学、並びに必要に応じてその他の人々と、RFMO との協力関係を積極的に築き、5つの項目における混獲の影響を評価し、混獲緩和措置の有効性について研究し、そして保存に関して懸念のある種の資源動態について更に理解する。
14. T-RFMO の長期的な地位を確立し、混獲に関する現在の先進的な取組や将来のキャパシティ・ビルディングの可能性に関する情報の共有のためのプロセスを定めることを含め、データ収集、混獲の評価、支援活動、教育及びオブザーバー訓練のための調整及び協力を行う。

15. RFMO は、かかる作業部会の立ち上げ、及びこのワークショップ報告書の I 部及び II 部における勧告、に関する進展について Kobe III に報告するよう奨励される。

IV. 途上国向けのキャパシティ・ビルディング

16. 上記の I、II 及び III における勧告を実行する上での、混獲措置の追加又は創設の要求、及び実施のための更なる能力向上の必要性を認識しつつ、途上国による実施を支援するためのキャパシティ・ビルディング計画を検討する。可能であれば混獲問題に関連する既存のキャパシティ・ビルディング計画のリスト（例えば、別添 2 参照）を作成して重複を避け、新たなキャパシティ・ビルディング計画の調整を促進させる。